

ACSV MONTHLY LETTER

平成28年4月1日から、未成年者口座内の少額上場株式等に係る投資益の非課税措置（ジュニアNISA）が始まっています。

● ジュニアNISAとは

ジュニアNISAは、20歳以上非課税口座（NISA）の未成年者版で、未成年者口座内の少額上場株式等の配当等・譲渡益が非課税となります。

①	日本に居住している未成年者
②	1人につき1口座のみ（証券会社等の変更は不可）
③	投資額は毎年80万円まで、最大400万円まで
④	非課税期間は最長5年間 ※ 5年間の非課税期間終了後の移行価格は、当該移行時の時価となります
⑤	18歳になるまでは払出は原則不可

● 損益通算は不可能

ジュニアNISAは従来のNISA同様、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当金や譲渡益との「損益通算」ができません。また、上記の④※の通り売却していても5年間の非課税期間終了後は新たな取得とみなされ、その後の値上り益について課税対象となります。

● 生前贈与について

ジュニアNISAを利用する場合、その資金を「生前贈与」されることが多いかと思われます。受贈者（子ども）1人当たり年間110万円までは贈与税は非課税とされています。ただ贈与は契約であり、「あげます」「もらいます」の双方の意思により成立しますから、子どもが小さければ贈与は不成立となりますので注意が必要です。国税庁のジュニアNISAのパンフレットでは、13歳で口座開設をする例となっております。これが贈与に当てはまるわけではありませんが、中学生以上が一般的と思われます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。